

白井市文化センターのあり方検討委員会 第 1 回 会 議 次 第

日時 令和3年1月28日(木)

午後1時30分から

場所 白井市文化センター2階中ホール

- 1 開会
- 2 委嘱状及び任命状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介(自己紹介)
- 5 事務局等紹介
- 6 検討委員会の目的と役割について
- 7 委員長・副委員長選出
- 8 報告事項
白井市文化センターのあり方の検討に関するこれまでの経緯
- 9 議題
 - (1) 今後のスケジュールについて
 - (2) その他
- 10 その他
- 11 閉会
- 12 施設見学

令和3年1月28日現在

白井市文化センターのあり方検討委員会委員名簿

任期：委嘱及び任命した日から調査審議が終了するまで

	区 分	所 属	氏 名
1	学識経験を有する者	(一社)千葉県建築士会	久富 清敏
2	学識経験を有する者	千葉大学大学院	小川 真実
3	生涯学習推進委員会の委員	元行政職員 (生涯学習ボランティア経験者)	三浦 永司
4	教育機関の職員	清水口小学校	榛沢 宏一
5	教育機関の職員	白井中学校	島田 伸
6	教育機関の職員	英幼稚園	比屋根 健
7	市民	公募 (一般)	山口 一郎
8	市民	公募 (一般)	関口 文子
9	市民	公募 (一般)	山本 美智子
10	市民	公募 (登録)	五十嵐 真人
11	市民	公募 (登録)	中島 恵
12	市の職員	財政課長	高山 博亘
13	市の職員	公共施設マネジメント課長	鈴木 隆宗
14	市の職員	建築宅地課長	宇佐美 喜久

白井市文化センターのあり方検討委員会の目的と役割について

目的 開館以来26年が経過した文化センターについて、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて、今後のあり方について、現状にとらわれずに検討・決定するため。

役割 文化センターのあり方を調査審議し、教育委員会に提言をすること。

※「現状」とは、開館以来26年が経過したことで施設や設備の老朽化が進んでおり、建築基準法の改正により文化会館の客席天井のように既存不適格な設備も出てきている現在の建物・設備の状況及び、各館の開館時間や利用料金、職員体制等といった現在の施設の利用方法や運営方法のこと。

※「あり方」とは、文化センターを構成する4館のこれまでの利用方法を踏まえて、今後の利用方法（拡大・現状維持・縮小・廃止等）を検討すること。

白井市文化センターのあり方の検討に関するこれまでの経緯

1 開館までの経緯

昭和 56 年 文化会館・図書館・郷土資料館の建設を町総合計画に位置付ける。

昭和 61 年～平成 3 年 建設位置の検討、決定、各種調査業務委託実施、
プラネタリウム館建設位置付け

平成 4 年 建設工事着工

平成 6 年 3 月 竣工

平成 6 年 7 月 開館（プラネタリウム館、郷土資料館、文化会館）

平成 6 年 10 月 開館（図書館）

※詳細は別紙「建設の経緯（平成 7 年 10 月）」参照

2 文化センターの概要

(1) 所在地 白井市復 1 1 4 8 番地の 8

(2) 機能 図書館、プラネタリウム館、郷土資料館、文化会館の 4 館から
なる複合施設

(3) 敷地面積 3 6, 6 7 3. 4 1 m²

(4) 建築面積 3, 9 6 9. 9 8 m²

(内訳：文化会館棟 1, 672. 20 m²、図書館棟 2, 297. 78 m²)

(5) 延床面積 1 0, 2 1 9. 2 6 m²

(内訳：文化会館棟 3, 621. 55 m²、図書館棟 6, 160. 78 m²、

エントランスホール 353. 93 m²、自転車置場 83. 00 m²)

(6) 構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨コンクリート、地上 3 階、一部 4
階、地下 1 階

3 文化センターに関する公共施設関係の上位計画について

市では、公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するため、平成 29 年 3 月に「白井市公共施設等総合管理計画」を、平成 31 年 3 月に「白井市公共施設修繕計画」及び「白井市公共施設の最適配置等検討方針」を策定した。

現在、「白井市公共施設個別施設計画」を策定中で、文化センターに関する詳細は、文化センターのあり方検討委員会の検討結果を受けて策定する市の方針等により決定していくこととなる。

※公共施設関係の上位計画は、次回説明予定

4 あり方の検討に関するこれまでの経緯

開館から20年を経過した頃から、施設・設備の老朽化に伴う営繕計画の策定、市民ニーズを踏まえた運営方法への対応、今後の施設の維持管理に関する財政面からの検討、といった文化センターの今後のあり方に関する検討の必要性が求められていたが、具体的な進展には至らなかった。

平成30年7月 行政経営戦略会議に文化会館大ホールの客席天井が「吊り天井型」で、東日本大震災後の平成26年4月に施行された建築基準法の改正に伴い既存不適格な状態にあるため、安全性を確認するための調査を実施することの可否について協議し、了承を受ける。

令和元年9月 教育委員会議及び行政経営戦略会議に、文化会館大ホールの客席天井の安全性を確認するための調査結果が「耐震状況として、基準に適合していない既存不適格の状況であり、大規模な地震時には、天井が脱落する危険性がある。」との結果であることを報告すると共に、その結果を受け、今後の文化センターのあり方が決定しない中で、当面の間の「大規模な地震時には天井が脱落する危険性」という現況でのリスクを軽減させ、利用者の安全確保を図るための工事の実施及びワイヤー補強工事での実施の可否について協議し、了承を受ける。

なお、行政経営戦略会議において、利用者の安全対策に関するものであるため、平成31年度中に事業に取り掛かること、中長期的な視点で文化会館のあり方を検討して整理するよう指示を受ける。

令和元年12月 市議会第4回定例会において、「白井市文化会館大ホールの改修について」と題して、現状の安全性、調査結果の公表、ワイヤー補強工事についての一般質問が出される。

これに対して、点検結果については、大ホールについては指摘がないため通常時は危険な状況ではないこと、ワイヤー補強工事については、文化会館は大規模改修が必要な時期を迎えているが、文化会館のあり方が策定されていないため、大規模改修が実施されるまでのリスク軽減策として選択したこと等を答弁する。

また、第8回教育福祉常任委員会において、「白井市文化会館大ホールの天井の安全化改修に関する陳情」として、利用者への十分な情報の公開と説明を行い、慎重な手続きによる市民合意を得た方式にすることを要請する旨の陳情が出されたが、趣旨採択及び陳情の採択共に賛成少数で否決される。

令和2年2月 市議会第1回定例会において、「白井市文化会館大ホールつり

天井の危険性に対する今後の対応について」と題して、市で実施するワイヤー補強工事とその後の耐震基準を満たす工事の実施予定、市民への周知について一般質問が出される。

これに対して、催しの際には開演前に避難誘導についてアナウンスしていること、ワイヤー補強工事の際は掲示等で周知する予定であること、耐震基準を満たす工事は「文化会館のあり方」を検討し、決定する必要があるため既存不適格を解消するための改修工事の時期と工法は現段階では未定等と答弁する。

令和2年3月 市議会第1回定例会の議案第14号「令和2年度白井市一般会計予算について」の審議の際に、「令和2年度白井市一般会計予算には、白井市文化会館大ホール客室天井の改修工事に伴う概算工事費が計上されています。この工事は大規模改修を実施することを前提として利用者の安全対策を講じるものですが、今後の文化センターのあり方の検討はいまだ着手されておりません。いつ発生してもおかしくない首都直下地震に備えるため、下記意見を付するものです。記、白井市文化センターのあり方について、速やかに検討を開始し、文化会館大ホールの天井も含めた大規模改修工事計画の策定をはかること。以上決議する。」との附帯決議が提出され、賛成多数で可決される。

令和2年4月～9月 市議会第1回定例会における令和2年3月の附帯決議を受け、これまで準備を進めてきた文化会館大ホールの客席天井の改修工事に加え、文化センター全体のあり方の検討を担当する職員を配置し、実施方法及び予算についての準備を開始する。

7月の行政経営戦略会議及び教育委員会議で文化センターのあり方検討委員会を立ち上げること、検討委員会の調査審議を円滑に進めるために支援業務を委託すること等、今後の進め方について了承を得る。

この結果をもとに市議会第3回定例会に検討委員会の立ち上げを目的とした附属機関条例の改正に関する議案及び検討委員会委員の報酬や支援業務等に関する補正予算を上程し、可決される。

令和2年10月～令和3年1月 市議会第3回定例会での議決を受け、検討委員会立ち上げ及び支援業務の契約に関する事務を進める。

検討委員会は令和2年12月の教育委員会議に委員の委嘱及び任命について上程し、可決される。

支援業務は公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、令和3年1月5日付けで契約を締結した。

白井市附属機関条例（抜粋）

平成24年12月28日

条例第24号

改正 令和2年10月2日条例第20号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

- 2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
教育委員会	白井市文化センターのあり方検討委員会	白井市文化センターのあり方について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 生涯学習推進委員会の委員 (3) 教育機関の職員 (4) 市民 (5) 市の職員	14人以内	調査審議が終了するまで

今後のスケジュールについて（これまでの経緯の概略を含む）

1 経緯

文化センターは、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の4館からなる複合施設で、平成6年（1994年）に開館し、これまで市の文化芸術活動や生涯学習活動の拠点として大きな役割を担ってきました。開館以来26年が経過したことで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えており、建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズ等を踏まえて今後の施設の利用方法について検討を行い、あり方を決定する必要があります。

2 目的

開館以来26年が経過した文化センターについて、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて、今後のあり方について、現状にとらわれずに検討・決定します。

3 検討体制

次の機関を設置して検討を進めます。

- (1) 名称 文化センターのあり方検討委員会
- (2) 事務 文化センターのあり方について調査審議すること。
- (3) 委員構成 学識経験者、生涯学習推進委員会の委員、教育機関の職員、市民、市の職員
- (4) 定数 14人以内
- (5) 任期 文化センターのあり方に関する検討が終了するまで。
※令和4年度中検討終了予定

4 支援業務

検討を円滑に進めるために、現状調査、モデルプラン作成、コスト比較等、検討に必要な資料の作成、検討委員会議の運営支援及び市民意見の把握を目的とした調査等の実施に係る業務を「文化センターのあり方検討支援業務」として委託します。

5 今後のスケジュール（予定）

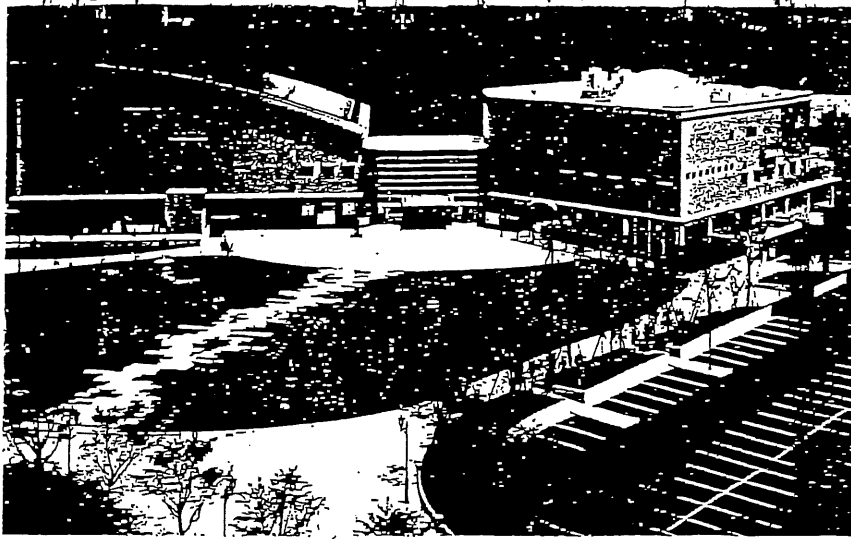
詳細は別紙のとおり

「文化センターのあり方」検討スケジュール(予定)

年 月	検討委員会	市民参加等		
令和2年度	10	委員公募等		
	11			
	12	委員選任		
	1	会議(第1回)		
	2	文化センターの現状把握		
	3	会議(第2回)		
令和3年度	4			
	5	会議(第3回)	市民アンケート・団体ヒアリング	
	6	大規模改修・再整備・縮小等、各モデルプラン検討	市民ワークショップ(この期間に6回程度開催)	
	7			
	8	会議(第4回)		
	9			市民意見交換会1
	10			施設見学会・見学後アンケート
	11	会議(第5回)		
	12			
	1			
	2	会議(第6回)		
	3			
令和4年度	4			
	5	会議(第7回)		
	6	意見集約・提言書作成に向けた検討		
	7			
	8	会議(第8回)		
	9		パブリックコメント	
	10	会議(第9回)		
	11	文化センターのあり方に関する提言等提出		
	12	教育委員会及び市に検討結果報告		
	1			
	2		市民意見交換会2	
	3			

※市民意見交換会及び市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントの内容と実施時期は検討委員会に協議し、決定する。

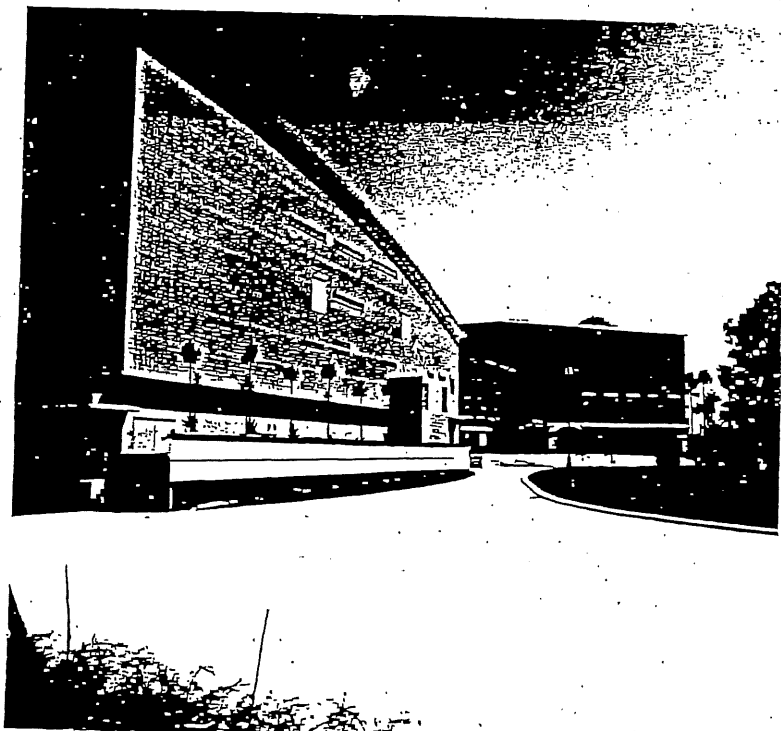
建設の経緯



白井町文化センター

- 昭和56年 ■文化会館・図書館・郷土資料館の建設について町総合計画に位置づける。
- 昭和59年 ■文化会館建設基金設置
- 昭和60年 ■総合計画では、
文化会館……早期建設をめざす
図書館……建設を検討する
郷土資料館……建設を図る
- 昭和61年 ■建設位置検討
第1案 白井町復1 1 2 3地先（役場調整池周辺）
↓
用地が狭小、同池の延期使用等のため中止となる
第2案 白井町復1 1 4 8地先（A）または、同1 4 2 1地先（B）（白井総合公園内）
↓
未買収地が一部あり、また公園関係の制約に難があり、見送られた。
- 昭和62年 ■建設位置検討
第3案 白井町復地先（復インター周辺）
↓
都市計画委員会に諮る。
- 平成元年11月 ■第2案について公園関係制約を再検討し、法規制内内容で都市計画委員会に諮る。
↓
全員の一致で同案Aの賛同を得る。
■第1回文化会館建設委員会及び文化会館建設プロジェクト合同会議開催
（同委員会は以後第1 2回まで開催、同プロジェクトは1 5回まで開催）
- 平成2年11月 ■建設基礎調査業務委託着工（3年3月完了）
- 12月 ■基本設計業務委託着工（3年6月完了）
- 平成3年1月 ■第1回文化会館等建設協議会会議開催（以後第6回まで）
- 4月 ■図書館建設準備室設置
■地総債地域づくり事業指定される。（以後3ヵ年継続）

- 平成3年7月 ■地質調査業務委託着工（同年9月完了）
- 8月 ■実施設計業務委託着工（同年12月完了）
- 12月 ■建築確認申請書提出（4年3月確認の通知）
- 平成4年3月 ■建設工事（建築本体）他着工
 ■建設起工式
 ■第1回定例建設会議（以後94回まで開催）
- 7月 ■第1回管理運営プロジェクト会議開催（以後第9回まで）
 ■文化会館舞台機構工事他着工
 ■図書館開架書架他備品購入（設置着工）
 ■郷土資料館展示設備工事着工
 ■プラネタリウム設備工事着工
 ※以後各種工事着工・備品購入
- 9月 ■文化会館綴帳製作競技開始
- 10月 ■同原画選定審査会開催
- 平成5年3月 ■第1回文化会館等運営協議会会議開催（以後第4回まで）
- 12月 ■文化会館他設置管理条例制定
- 平成6年2月 ■受電
- 3月 ■文化会館他設置管理条例施行規則制定
 ■文化センター設置条例制定
 ■同運営規則制定
 ■文化会館建設基金廃止
 ■建設工事（建築本体）他全工事完了及び竣工検査
- 4月 ■電話設置
- 6月 ■総合公園工事完了（一部）
- 7月 ■町制施行30周年・文化センター竣工記念式典
 ■文化会館・郷土資料館・プラネタリウム館開館
- 10月 ■図書館開館予定



市民ワークショップ実施要領

1. 趣旨

白井市文化センターのあり方検討にあたって、参加する市民の意見交換、想いの共有の場としての機会を設ける。市民ワークショップにおいては市民意見を幅広く聴取し、そこで挙げられた意見を検討委員会にてまとめ、提言に反映させていくことを目的とする。

2. 参加者選定方法

指名+公募

3. 募集定員

30名程度

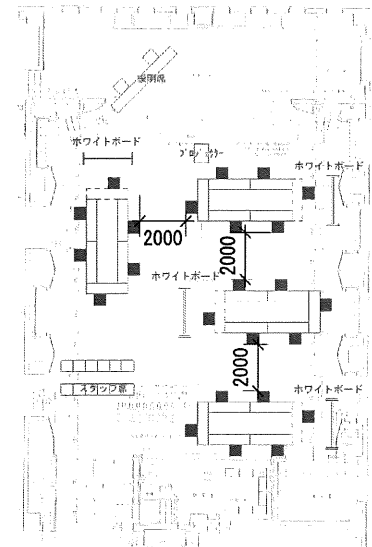
※あり方検討の全貌を捉えてほしいため、全回通しての固定メンバーとする。

(各回募集ではない。)

4. 実施方法等

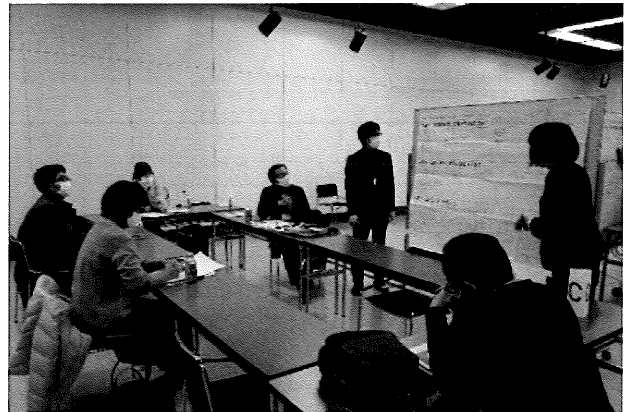
① 開催方法

- ~24名まで（中ホール想定・右図はレイアウト例）は、1回の開催とし、超過する場合は次の開催方法を検討する。
 - A. 1日2回開催（半数ずつの実施）
 - B. 2会場での実施（同時中継による実施が可能か、会場確保が可能か）
- 作業の机の椅子間隔を空ける。
- 各グループにファシリテーターを1名ずつ配置し、模造紙に付箋を貼る・動かす作業はファシリテーターのみが行う。
- 発表者のマイクは、都度消毒する。



② グループ編成

- 1グループ5~6名のグループとする。
- 各回の当日受付の際に、くじ引きにてグループ分けを行う。



5. 各回テーマ案と日程

回	時期	テーマ	グループワークの内容
1	令和3年 4月	白井のじまん・ふまん	・現施設や白井市のじまん・ふまんについて意見を出し、白井市らしさやまち、施設の課題について考える
2	6月	コンセプトを考える	・新しい施設でやってみたいことについてアイデアを出し、施設のコンセプトを考える
3	8月	施設の機能を考える	・第2回で考えたコンセプトを実現するための諸室・仕様を考える
4	令和4年 1月	施設構成、規模、施設間連携について考える	・第3回の内容をふまえ、施設構成、規模、各施設間の連携について考える
5	3月	利用規則について考える	・休館日、開館時間などの施設のルールを考える
6	6月	市民参加について考える	・市民の皆さんが施設へどのように関わりたいかを考える

